

岩手県告示第524号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、山田町から送付のあった次の決定に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成27年6月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

都市計画の種類及び名称

- 1（1）種類 地区計画等（地区計画）
  - （2）名称 山田地区地区計画
- 2（1）種類 地区計画等（地区計画）
  - （2）名称 織笠地区地区計画